

令和2年度12月追加補正予算の概要

■一般会計補正予算（第8号）

補正額 5,702万5千円の追加

補正後予算総額 508億2,369万3千円

追加する補正予算は、令和2年12月11日の閣議決定により、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給に係る経費について、緊急に予算措置を行う必要が生じたため追加計上しています。

財源は、国庫補助金で対応します。

【一般会計；歳出】

3款 民生費

◆P10～11 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費（国10/10） 5,616万円

新型コロナウイルス感染症として、低所得のひとり親世帯に対して臨時特別給付金の支給を実施しているが、依然として生活実態が厳しい状況にあることを踏まえ、本給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度、基本給付（再支給分）の支給を実施します。 【子ども課】

《支給対象者》ひとり親世帯；約1,100世帯、ひとり親世帯における子の数；約1,700人

《再支給分》基本給付；1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

《再支給日》 ■既に1回目の支給を受けている方（約1,000世帯分）は、申請不要で1回目支給の指定口座に振り込む。※令和2年12月25日（金）を予定。

■年金受給者や家計急変者で、1度も給付金を支給されていない方は、申請・審査後、1回目の基本給付分と再支給分を指定口座に振り込む。

◆P10～11 ひとり親世帯臨時特別給付金事務費（国10/10） 86万5千円

臨時特別給付金の再支給に係る事務費（郵送料、銀行振込手数料、電算システム改修費等）を増額します。 【子ども課】

【一般会計；歳入】

◆P8～9 国庫補助金 5,702万5千円

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費及び事務費に係る児童福祉費補助金を増額します。 【子ども課】